

やわた居宅介護支援事業所 重要事項説明書

(2025年4月)

1. 事業所の概要

事業所の名称	やわた居宅介護支援事業所
事業所在地	石川県小松市八幡イ12番地7
電話番号 FAX 番号	(0761) 47-4476 (24時間対応) (0761) 47-5940
管理者名	村田 明代
営業日	平日、第1、3土曜日 (休業日：第2、4、5土曜日 日曜日、祝祭日、 8月15、16日、12月30日から1月3日)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分まで (時間外転送電話で対応します)
サービス提供地域	小松市

2. 当事業所の法人概要

法人の名称	特定医療法人社団 勝木会
法人所在地	石川県小松市八幡イ12番地7
電話番号 FAX 番号	(0761) 47-1212 (0761) 47-1941
代表者	理事長 勝木保夫

3. 当事業所の従業員

職種	職員数
管理者	1名
介護支援専門員 (管理者含む)	常勤 名 非常勤 名
その他の従業員 事務員	常勤 名 非常勤 名

担当者名 _____

4. 事業の目的・運営方針

事業の目的	介護保険法令に従い、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保険・医療・福祉サービスの適切な利用ができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。また、介護保険施設への入所を要する場合にあっては施設への紹介、その他便宜の提供を行うことを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の意思を尊重し、その人らしさを大切にします。 ・職員の連携を密にし、一丸となって利用者およびご家族を支援します。 ・地域連携をすすめ、社会参加へのお手伝いをいたします。 ・在宅生活を中心とした総合的、継続的なサービスを提供します。

5. サービス内容と利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の料金負担はありません。

1) サービス内容

(1) 居宅サービス計画の作成

- ・利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで居宅介護サービス及びその他の必要な保健、医療、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て主治医の意見を求め、この意見を求めた主治医に対して居宅サービス計画書を交付します。
- ・計画書の作成にあたり利用するサービス事業所については、複数の事業所の紹介を求め事ができます。また、計画書にサービス事業所を位置づけた理由を介護支援専門員に求める事ができます。
- ・ケアマネジメントの公正・中立性の確保を図るため、当事業所の居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を6か月ごとに集計し、直近の結果を契約時に説明します。（別紙参照）

<居宅サービス計画の作成の流れ>

事業者は、居宅サービス計画の作成等に関する業務を担当する「介護支援専門員」を選任します。



介護支援専門員	① 支援の開始にあたって、当該地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を複数紹介し、公正中立かつ適正に利用者又はその家族等に対して説明をし、サービスを選択して頂きます。
	② 利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、提供されるサービスの目標、その達成時期、留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
	③ 計画した指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを整理した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
	④ サービス開始前にサービス事業所と『サービス担当者会議』を実施し、目標などの確認をします。
	⑤ 毎月1回は自宅へ訪問して、サービス状況や本人の状態確認をさせていただきます。

(2) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者、その家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・指定居宅サービス事業者等から伝達された、あるいは、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ・利用者の意思をもとに、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。

(3) 居宅サービス計画の変更

- ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(4) 医療機関との連携

- ・入院された場合に介護支援専門員から在宅時のご様子の情報を書類に作成し医療機関に提供し連携をはかります。
- ・入退院時には必ず速やかに担当の介護支援専門員にご連絡をお願い致します。
- ・入院時には担当の介護支援専門員の名前を入院先の医療機関にお伝え下さい。

(5) 障害福祉制度との連携

- ・障害福祉サービスを利用してきた方が、介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度の相談支援専門員と連携し、サービス事業者等との連絡調整を行います。

(6) 介護保険施設の紹介

- ・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められ、介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行います。

(7) ICTの活用による連携

- ・テレビ電話装置等情報通信機器を活用したモニタリング等を行うことができます。その際には、利用者の同意、主治医や担当者、その他の関係者の合意を得て行います。
- ・少なくとも、2ヶ月に1回は居宅を訪問させていただきます。

2) 利用料金

事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記の料金を事業者にお支払いください。なお、必要に応じて次の料金がかかる場合があります。

○基本料金

- ・居宅介護支援費
 - 要介護1・2 10,860円 /月
 - 要介護3・4・5 14,110円 /月
- ・特定事業所加算(Ⅱ) 4,210円 /月

- 加算料金
 - ・初回加算 : 3,000円
 - ・入院時情報連携加算(Ⅰ) : 2,500円
 - ・入院時情報連携加算(Ⅱ) : 2,000円

7. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、小松市役所、その他関連事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

1) 損害賠償について

事業者の故意又は過失により生じた事故等により利用者に損害が生じた場合は、適正にその損害を賠償いたします。個人情報の守秘義務違反による損害も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

2) 損害賠償がなされない場合

以下の各号に該当する場合等、事業者の責に帰すべき理由がない限り、その損害賠償の責任を負いません。

- 一 利用者、その家族又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用者、その家族又は代理人が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者、その家族又は代理人が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

8. サービス提供の更新・終了・中止

1) 更新

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了日までに利用者から契約終了の申し入れがない場合は、同じ条件で更新され、以後も同様となります。

2) 終了

以下のような事由が発生した場合は、当事業所のサービス提供及び契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
- ③利用者が介護保険施設等に入所した場合

3) 中止

(1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、利用者から利用契約を解除することができます。その場合には、契約終了を希望する日の**7日前まで**に解約の旨をお知らせください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者または利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業所からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解約させていただくことがあります。

- ①利用者、その家族又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者、その家族又は代理人が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

9. 個人情報・プライバシーの保護

当事業所は、個人情報に関する法令及び内部規程にもとづいて、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。また、利用者のプライバシーや人権等を尊重し、その保護に努めます。

利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、管理者の責任のもと適正に管理を行い、記録物の処分の際にも情報の漏洩を防止いたします。

なお、当事業所がサービスを提供する際には、利用者やその家族に関して知り得た情報は、サービス担当者会議等でサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、利用者に係る居宅サービス事業所及び医療機関等に限っては、必要な情報を共有させていただくことがありますので、ご理解とご了承をお願い致します。

10. ハラスメントへの対応

当事業所は、職員の良い就業環境の保全のために、ハラスメントの防止等に努めます。ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、法令及び内部規定に則り、迅速かつ適切に対応いたします。

1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- 2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、再発防止策を検討します。
- 3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

11. 人権の擁護、虐待防止への対応

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を行います。

- ①事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等の行政や関係機関に報告します。警察等司法による緊急介入が必要な事案の場合は、管理者に報告の上対応します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者（担当窓口）を定めます。

役 職 : 管理者 氏 名 : 村田明代

12. 身体拘束への対応

当事業所は、原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、事前にご利用者及びそのご家族へ十分に説明し、同意を得るとともに、その理由及びご利用者の心身状況について記録します。

13. 業務継続に向けた取り組み

当事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務計画に従って必要な措置を講じます。

従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 衛生管理

当事業所は、従事者等の清潔の保持及び健康状態の管理や、設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を行います。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練を実施します。
- ② その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を行います。

15. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者所在地： 石川県小松市八幡イ 1 2 番地 7

法人名： 特定医療法人社団勝木会

代表者名： 理事長 勝木 保夫

事業所名： やわた居宅介護支援事業所

管理者： 村田 明代

説明者： _____

私は、本書面に基づいて事業者から、指定居宅介護等の提供及び利用について、重要事項の説明を受けました。内容について了承いたします。

利用者住所： _____

利用者氏名： _____

利用者は、身体状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が本人に代わって、その署名を代筆しました。

代理人住所： _____

代理人氏名： _____ 続柄： _____

(2025 年 4 月)